目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 運送の引受け(第二条-第九条)
- 第三章 荷物の引渡し (第十条-第十四条)
- 第四章 指図 (第十五条・第十六条)
- 第五章 事故(第十七条-第十九条)
- 第六章 責任(第二十条-第二十九条)

第一章 総 則

(適用範囲)

- 第一条 この運送約款は、宅配便運賃が適用される荷物の運送に適用されます。
- 2 この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によりま
- 3 当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込み に応じることがあります。

第二章 運送の引受け

(受付日時)

第二条 当店は、受付日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。 2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭 に掲示します。

(送り状)

- 第三条 当店は、荷物の運送を引き受ける時に、次の事項を記載した送り状を荷物一個ごとに発行します。この場合において、第一号から第四号までは荷送人が記載し、第五号から第十四号までは当店が記載するものとします。ただし、 第九号は記載しない場合があります。
- 荷送人の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 荷受人の氏名又は名称並びに配達先及びその電話番号
- 荷物の品名
- 四 運送上の特段の注意事項 (壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等 荷物の性質の区分その他必要な事項を記載するものとします。)
- 五 宅配便名
- 当店の名称、住所及び電話番号 六
- 七 荷物の運送を引き受けた営業所その他の事業所の名称
- 八 荷物受取日
- 九 荷物引渡予定日 (特定の日時に荷受人が使用する荷物の運送を当店が引き 受けたときは、その使用目的及び荷物引渡日時を記載します。)
- 十 重量及び容積の区分 十一 運賃その他運送に関する費用の額
- 十二 責任限度額
- 問い合わせ窓口電話番号
- その他荷物の運送に関し必要な事項
- 2 前項の送り状の発行は、電磁的方法により行うことがあります。

(荷物の内容の確認)

- 第四条 当店は、送り状に記載された荷物の品名又は運送上の特段の注意事項に 疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検する
- 2 当店は、前項の規定により点検した場合において、荷物の品名又は運送上の 特段の注意事項が荷送人の記載したところと異ならないときは、これによって 生じた損害を賠償します。 3 第一項の規定により点検した場合において、荷物の品名又は運送上の特段の
- 注意事項が荷送人の記載したところと異なるときは、点検に要した費用は荷送 人の負担とします。

(荷浩り)

- 第五条 荷送人は、荷物の性質、重量、容積等に応じて、運送に適するように荷 造りをしなければなりません。
- 2 当店は、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷送人に対し必要な荷造り を要求し、又は荷送人の負担により当店が必要な荷造りを行います。 (引受拒絶)

- 第六条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶するこ とがあります。
- 運送の申し込みがこの運送約款によらないものであるとき。
- 荷送人が送り状に必要な事項を記載せず、又は第四条第一項の規定による
- 点検の同意を与えないとき。 三 荷造りが運送に適さないとき。 四 運送に関し荷送人から特別の負担を求められたとき。 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七
- 号) 第二条第二号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) の活動を助 長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められる運送、信書の運送 等運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであると
- 六 荷送人又は荷受人が次に掲げるものであるとき。
- ア 暴力団、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に 規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員、暴力団関 係者その他の反社会的勢力であると認められるとき
- イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認 められるとき
- ウ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があると認められるとき エ 当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者(荷受人にあっ ては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当店が判断する者を含む。)
- であると認められるとき 七 荷物が次に掲げるものであるとき。
- ア 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあ るもの
- 個人情報など特段の注意を要するもの
- その他 当店が特に定めて表示したもの
- 八 天災その他やむを得ない事由があるとき。

に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

- 当店は運送を引き受けた後に前項第五号又は第六号に該当する ため、運送を行わないこととする場合は、遅滞なくその旨を荷送人に通知した 上で、荷送人に返送します。
- 3 前項による返送に要した費用は、荷送人の負担とする場合があります。 (外装表示)

第七条 当店は、荷物を受け取る時に、第三条第一項第一号から第六号まで、第

- 、第九号 (記載ない場合を除く。) 及び第十二号及び第十三号までに掲 げる事項その他必要な事項を記載した書面を荷物の外装に張り付けます。 (危険品についての特則) 第七条の二 荷送人は、爆発、発火その他運送状の危険を生ずるおそれのある荷
- 物については、その旨を当該荷物の外部の見やすい箇所に明記するとともに あらかじめ、その旨及び当該荷物の品名、性質その他の当該荷物の安全な運送

(運賃等の収受)

- 第八条 当店は、荷物を受け取る時に、運賃及び料金その他運送に関する費用 (以下「運賃等」という。) を収受します。
- 2 当店は、前項の規定にかかわらず、荷物を引き渡す時に運賃等を荷受人から収受することを認めることがあります。
- 3 運賃等及びその適用方法については、当店が別に定める運賃料金表によりま
- 4 運賃等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。 (連絡運輸又は利用運送)
- 第九条 当店は、荷送人の利益を害しないかぎり、引き受けた荷物を他の運送機

関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機 関を利用して運送することがあります。

第三章 荷物の引渡し

(荷物の引渡しを行う日)

- 第十条 当店は、次の荷物引渡予定日までに荷物を引き渡します。ただし、交通 事情等により、荷物引渡予定日の翌日に引き渡す事があります。
- 一 送り状に荷物引渡予定日の記載がある場合 記載の日
- 二 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合 送り状に記載した荷物受取日 から、その荷物の運送距離に基づき、次により算定して得た日数を経過した 日(運送を引き受けた場所又は配達先が当店が定めて表示した離島、山間地 等にあるときは、荷物受取日から相当の日数を経過した日)
- ア 最初の四百キロメートル 二日
- イ 最初の四百キロメートルを超える運送距離四百キロメートルまでごと 一
- 2 前項の規定にかかわらず、当店は送り状に荷物の使用目的及び荷物引渡日時 を記載してその運送を引き受けたときは、送り状に記載した荷物引渡日時まで に荷物を引き渡します。

(荷受人以外の者に対する引渡し)

- 第十一条 当店は次の各号に掲げる者に対する荷物の引渡しをもって、荷受人に
- 対する引渡しとみなします。 一 配達先が住宅の場合その配達先における同居者又はこれに準ずる者
- 配達先が前号以外の場合その管理者又はこれに準ずる者

(荷受人等が不在の場合の措置)

- 第十二条 当店は、荷受人又は前条に規定する者が不在のため引渡しを行えない場合は、荷受人に対し、その旨を荷物の引渡しをしようとした日時及び当店の 名称、問い合わせ先電話番号その他荷物の引渡しに必要な事項を記載した書面 (以下「不在連絡票」という。) によって通知した上で、営業所その他の事業 所で荷物を保管します。
- 2 前項の規定にかかわらず、荷受人の隣人(荷受人が共同住宅に居住する場合はその管理人を含む。)の承諾を得て、その隣人に荷受人への荷物の引渡しを委託することがあります。この場合においては、不在連絡票に当店が荷物の引 渡しを委託した隣人の氏名を記載します。

(引渡しができない場合の措置)

- 第十三条 当店は、荷受人を確知することができないとき、又は荷受人が荷物の 受取を拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができな いときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を
- 2 前項に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分に要した費用は 荷送人の負担とします。

(引渡しができない荷物の処分)

- 第十四条 当店は、相当の期間内に前条第一項に規定する指図がないときは、荷 送人に対し予告した上で、その指図を求めた日から三月経過した日まで荷物を 保管した後、公正な第三者を立ち会わせてその売却その他の処分をすることが できます。ただし、荷物が変質又は腐敗しやすいものである場合であって、相 当の期間内に指図がないときは、荷送人に対し予告した上で、直ちに荷物の売 却その他の処分をすることができます。
- 2 当店は、前項の規定により処分したときは、遅滞なくその旨を荷送人に対し て通知します。
- 3 当店は、第一項の規定により処分したときは、その代金を指図の請求並びに 荷物の保管及び処分に要した費用に充当し、不足があるときは荷送人にその支 払いを請求し、余剰があるときはこれを荷送人に返還します。

第 4 章 指 図

(指図)

- 第十五条 荷送人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分
- 2 前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引き渡したときは、行使す ることができません
- 3 第一項に規定する指図に従って行う処分に要する費用は、荷送人の負担とし ます。

(指図に応じない場合)

- 第十六条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、荷送
- 人の指図に応じないことがあります。 2 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人 に通知します。

第五章 事 故

(事故の際の措置)

- 第十七条 当店は、荷物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通
- 2 当店は、荷物に著しい損傷を発見したとき、又は荷物の引渡しが荷物引渡予 定日より著しく遅延すると判断したときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期 間を定め荷物の処分につき指図を求めます。
- 3 当店は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき、又は当店の定 めた期間内に指図がないときは、荷送人の利益のために、その荷物の運送の中 止、返送その他の適切な処分をします。
- 4 当店は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通 知します。
- 5 第二項の規定にかかわらず、当店は、運送上の支障が生ずると認める場合に は、荷送人の指図に応じないことがあります。
- 6 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人 に涌知します。
- 7 第二項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分又は第三項の規定 による処分に要した費用は、荷物の損傷又は遅延が荷送人の責任による事由又 は荷物の性質若しくは欠陥によるときは荷送人の負担とし、その他のときは当 店の負担とします。

(危険品等の処分)

(事故証明書の発行)

- 第十八条 当店は、荷物が第六条第七号アに該当するものであることを運送中に 知ったときは、荷物の取卸しその他運送上の損害を防止するための処分をしま
- 2 前項に規定する処分に要した費用は、荷送人の負担とします。
- 3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に 通知します。

第十九条 当店は、荷物の滅失に関し証明の請求があったときは、荷物引渡予定 日から一年以内に限り、事故証明書を発行します。 2 当店は、荷物の損傷又は遅延に関し証明の請求があったときは、荷物を引き

渡した日から十四日以内に限り、事故証明書を発行します。 第六章

(責任の始期) 第二十条 荷物の滅失又は損傷についての当店の責任は、荷物を荷送人から受け

責 任

取った時に始まります。 (責任と挙証)

第二十一条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間にその荷物が減失し若しく は損傷し、若しくはその減失若しくは損傷の原因が生じ、又は荷物が延着した ときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店 が、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の受取、運送、保 管及び引渡しについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りで はありません。

(免責)

第二十二条 当店は、次の事由による荷物の滅失、損傷又は遅延の損害について

セイノースーパーエクスプレス株式会社

- は、損害賠償の責任を負いません。
- 荷物の欠陥、自然の消耗 荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これ に類似する事由
- 三 同盟罷業若しくは同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
- 四 不可抗力による火災
- 五 予見できない異常な交通障害
- 六 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
- 七 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三 者への引渡し
- 八 荷送人が記載すべき送り状の記載事項の記載過誤その他荷送人又は荷受人 の故意又は過失

(引受制限荷物等に関する特則)

- 第二十三条 第六条第五号に該当する荷物については、当店は、その滅失、損傷
- 又は遅延について損害賠償の責任を負いません。 2 第六条第七号に該当する荷物については、当店がその旨を知らずに運送を引 き受けた場合は、当店は、荷物の滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責 任を負いません。
- 3 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意を要する 荷物については、荷送人がその旨を送り状に記載せず、かつ、当店がその旨を 知らなかった場合は、当店は、運送上の特段の注意を払わなかったことにより 生じた荷物の滅失又は損傷について、損害賠償の責任を負いません。

- (責任の特別消滅事由) 第二十四条 荷物の損傷についての当店の責任は、荷物を引き渡した日から十四 日以内に通知を発しない限り消滅します。
- 2 前項の規定は、当店がその損害を知って荷物を引き渡した場合には適用しま
- ${f 3}$ 荷送人が第三者から委託を受けた荷物の運送を当店が行う場合において、当 該荷物の運送に係る荷受人への荷物の引渡しの日から二週間以内に、荷送人が、第一項の通知を受けたときは、荷送人に対する当店の責任に係る第一項の 期間は、荷送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長された ものとみなします。

(損害賠償の額)

- 第二十五条 当店は、荷物の滅失による損害については、荷物の価格(発送地に おける荷物の価格をいう。以下同じ。)を送り状に記載された責任限度額(以 下「限度額」という。)の範囲内で賠償します。
- 2 当店は、荷物の損傷による損害については、荷物の価格を基準として損傷の
- 程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。 **3** 前二項の規定に基づき賠償することとした場合、荷送人又は荷受人に著しい 損害が生ずることが明白であると認められるときは、前二項の規定にかかわら ず、当店は限度額の範囲内で損害を賠償します。
- 4 当店は、荷物の遅延による損害については、次のとおり賠償します。
 第十条第一項および第二項の場合 第十二条の不在連絡票による通知が荷物引渡予定日の翌日までに行われたときを除き、荷物の引渡しが荷物引渡予定日の翌日までに行われなかったことにより生じた財産上の損害を運賃等の 範囲内で賠償します。
- 第十条第二項の場合 その荷物をその特定の日時に使用できなかったこと により生じた財産上の損害を限度額の範囲内で賠償します 荷物の滅失又は損傷による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、
- 当店は、第一項、第二項又は第三項の規定及び前項の規定による損害賠償額の 合計額を、限度額の範囲内で賠償します。 る 前五項の規定にかかわらず、当店の故意又は重大な過失によって荷物の滅失、損傷又は遅延が生じたときは、当店は、それにより生じた一切の損害を賠

償します。 (運賃等の払い戻し等)

第二十六条 当店は、天災その他やむを得ない事由又は当店の責任による事由に よって、荷物に滅失、著しい損傷又は遅延(第十条第二項の場合に限る。)が 生じたときは、運賃等を払い戻します。この場合において、当店が運賃等を収 受していないときは、これを請求しません。

(除斥期間)

- 第二十七条 当店の責任は、荷受人が荷物を受け取った荷物の引渡しがされた日 (荷物の全部滅失の場合にあっては、その引渡しがされるべき日) から一年以 内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。
- 2 前項の期間は、荷物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延
- 長することができます。 3 荷送人が第三者から委託を受けた荷物の運送を当店が行う場合において、荷 送人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送 人に対する当店の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上 の請求をされた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。
- (連絡運輸又は利用運送の際の責任) 第二十八条 当店が他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の 行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上 の責任は、この運送約款により当店が負います。

(荷送人の賠償責任) 第二十九条 荷送人は、荷物の欠陥又は性質により当店に与えた損害について、 損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷送人が過失なくしてそ の欠陥若しくは性質を知らなかったとき、又は当店がこれを知っていたとき は、この限りでありません。

第七章 付帯サービス

(付帯サービス)

- 第三十条 荷送人は、運送約款に列挙される機能・サービスとは別に、当店また 7-1 本 同の人は、 年齢のかにプロデジャンス提供会社」という。) が提供する は当店が提携する第三者 (以下「サービス提供会社」という。) が提供する 料・無料の付帯サービスおよび特典 (以下「付帯サービス」という。) を利用 することができるものとします。荷送人が利用できる付帯サービスおよびその 内容については、当店が書面その他の方法により通知または公表するものとし
- 2 付帯サービスは輸送サービスの種類によって異なります。荷送人は、付帯サ ービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、付帯 サービスを利用できない場合があることを予め承認します。
- 3 荷送人は、当店またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当店また はサービス提供会社が付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承認